

平成30年度から 国民健康保険税の税率等を改正します

5月号でもお知らせしましたが、平成30年度から国民健康保険税率が右表のとおり改正されます。また、軽減制度が拡充されます。

今月号では、実際に保険税の改正によって、どのくらい保険税が変わるのか計算例をご紹介します。

4月号から今月号まで、国民健康保険制度の改正内容について掲載させていただきましたが国保加入者の皆様には、お互いを助け合う国保制度の趣旨をご理解いただき、国保財政を取り巻く厳しい状況にご協力をお願いいたします。

【軽減制度の拡充】

所得の少ない世帯への法定軽減措置があります。均等割と平等割が軽減対象です。

軽減割合	基準となる所得金額 (世帯主、被保険者の所得の合計)
7割	33万円以下
5割	33万円 + (27.5万円 × 被保険者数) 以下
2割	33万円 + (50万円 × 被保険者数) 以下

【国民健康保険税 税率改正表 (年額)】

分類	内訳	改正前	改正後	増減
医療分	所得割	6.50%	4.90%	-1.60%
	資産割	40.00%	28.00%	-12.00%
	均等割	27,800円	29,000円	1,200円
	平等割	28,000円	28,400円	400円
	限度額	540,000円	580,000円	40,000円
支援分	所得割	1.20%	1.65%	0.45%
	資産割	9.00%	9.25%	0.25%
	均等割	7,000円	9,800円	2,800円
	平等割	6,000円	9,600円	3,600円
	限度額	190,000円	190,000円	-
介護分 ※40歳～64歳の方が対象	所得割	0.60%	1.30%	0.70%
	資産割	6.60%	9.25%	2.65%
	均等割	4,400円	12,600円	8,200円
	平等割	3,800円	9,000円	5,200円
	限度額	160,000円	160,000円	-
合計	所得割	8.30%	7.85%	-0.45%
	資産割	55.60%	46.50%	-9.10%
	均等割	39,200円	51,400円	12,200円
	平等割	37,800円	47,000円	9,200円
	限度額	890,000円	930,000円	40,000円

モデルケース【国民健康保険税計算例】

○夫(71歳)妻(70歳)の2人世帯の場合
【夫：年金収入120万円・固定資産税なし】
【妻：年金収入80万円】 ※7割軽減該当

分類	改正前	改正後
医療分	25,000円	25,900円
支援分	6,000円	8,700円
介護分	0円	0円
年税額(合計)	31,000円	34,600円

○夫(73歳)妻(72歳)の2人世帯の場合
【夫：年金収入200万円・固定資産税3万円】
【妻：年金収入80万円】 ※5割軽減該当

分類	改正前	改正後
医療分	84,300円	74,600円
支援分	18,300円	25,100円
介護分	0円	0円
年税額(合計)	102,600円	99,700円

○夫(42歳)妻(41歳)子(14歳)子(12歳)の4人世帯の場合
【夫：事業所得200万円・固定資産税5万円】
※2割軽減世帯

分類	改正前	改正後
医療分	239,900円	211,300円
支援分	51,700円	71,200円
介護分	23,400円	53,600円
年税額(合計)	315,000円	336,100円

○夫(45歳)妻(43歳)子(17歳)子(15歳)の4人世帯の場合
【夫：事業所得400万円・固定資産税5万円】
※軽減非該当世帯

分類	改正前	改正後
医療分	397,700円	338,200円
支援分	82,500円	113,900円
介護分	37,900円	86,500円
年税額(合計)	518,100円	538,600円